

要 望 書

全国市議会議長会は、平成22年度建設運輸対策について別紙のとおり議決いたしましたので、政府並びに国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

平成21年11月27日

全 国 市 議 会 議 長 会
会 長 五 本 幸 正
(富山市議会議長)

全国市議会議長会建設運輸委員会
委員長 田 村 兼 夫
(牧之原市議会議長)

目 次

1. 都市間移動ネットワーク整備の推進	1
1. 道路整備の促進について	1
2. 新幹線鉄道の整備促進について	3
3. 地域公共交通活性化及び再生の推進について	4
4. 空港整備の推進について	4
5. 港湾整備等の推進について	5
6. 公共交通の総合的な安全対策について	6
2. 都市基盤整備の推進	7
1. 下水道整備の推進について	7
2. 都市公園等の整備推進について	8
3. 中心市街地活性化の推進について	8
4. 情報通信施策について	8
3. 自然災害対策の推進	9
1. 地震・津波対策について	9
2. 治水対策について	10
3. 災害復興支援について	10
4. 観光立国の推進	12
1. アクションプランの着実な推進について	12
2. 観光圏整備事業補助制度の拡充について	12
3. 一地域一観光の推進について	12

1. 都市間移動ネットワーク整備の推進

道路、鉄道、空港、港湾などの都市間移動ネットワークは、地域相互間の交流と連携を支えるとともに、住民生活や地域の経済、社会、産業を発展させる最も重要な社会基盤である。

地域格差の是正及び均衡を図り、更には救急医療や災害に備えるうえから、より一層の整備促進を図る必要がある。

よって、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 道路整備の促進について

- (1) 自動車関係諸税の暫定税率については、大幅に遅れている地方の道路整備状況に鑑み、現行の税収を維持するとともに、代替財源を示すことなく安易な廃止は行わないこと。
- (2) 「地域活力基盤創造交付金」については、引き続き地方道路の実情に応じた財源を確保するとともに、その活用にあたっては地方自治体が住民ニーズに、より即した効率的・効果的な道路整備が行えるよう柔軟な仕組みとすること。
- (3) 道路事業の評価手法については、三便益（走行時間短縮、走行費用減少、交通事故減少）の費用対効果だけでなく、災害時や救急医療活動の観点から「命の道」としての評価

を加えるとともに、総合的な判断を行うことが可能な手法に見直すこと。

- (4) 一般国道の慢性的な交通混雑の解消等を図るため、バイパス、環状道路の整備や4車線化など拡幅整備を促進すること。

また、山間部等においては災害時に住民生活や地域経済に多大な影響を及ぼす未改良の自動車交通不能区間の道路整備を図ること。

- (5) 一般国道及び地方道における道路橋については、コンクリートの劣化や鋼材の腐食など老朽化による崩落のおそれがあることから、地方自治体で管理する道路橋の点検・補修等に対する更なる財政措置を講じること。

- (6) 高速道路の通行無料化については、受益者負担の原則を逸脱することはもとより、交通渋滞や環境への負荷及び公共交通体系全体への悪影響が懸念されるので、その検討に当たっては慎重に対応すること。

- (7) 高速自動車国道及び一般国道自動車専用道路の整備区間（未完成・未着工）の建設促進を図るとともに、高規格幹線道路網の早期実現を図ること。

また、高速道路と一体となって道路交通体系を成す地域高規格道路の整備を促進するため、候補路線の計画路線への指定と着工を早期に実現すること。

- (8) 本年度補正予算の見直しによって、執行停止となった高速道路6区間の4車線化事業については、明年度以降において着実に実施すること。
- (9) スマートインターチェンジの整備を積極的に推進するとともに、救命救急医療における搬送時間の短縮を図るため、高速道路と病院を最短距離で結ぶ救急車退出路及び緊急進入路の設置をすること。
- (10) 冬期間の安全で安心な道路交通の確保のため、豪雪時の市町村道の除雪費に対して、安定的な財政措置を講じること。

2. 新幹線鉄道の整備促進について

- (1) 全国新幹線鉄道整備法に基づく基本計画については、早期に整備計画を決定し、全国新幹線鉄道網の早期実現を図ること。
- (2) 整備新幹線の未着工区間については、整備スケジュールを明確化し、全線フル規格での一日も早い認可・着工と早期完成を図るとともに、着工区間については開業予定時期が遅れないようにすること。
また、事業費の重点配分による建設財源を確保し、地方負担に対する財政措置の充実強化を図ること。
- (3) 並行在来線の経営が成り立つよう、JRから譲渡される

鉄道資産については、その取得等に対する財政措置を講じること。

(4) 新幹線と在来線間の直通運転を可能とするフリーゲージトレイン(軌間可変電車)の技術開発を推進すること。

(5) 超電導リニア(超電導磁気浮上式鉄道)の技術開発を促進するとともに、リニア中央新幹線の早期実現を図ること。

3. 地域公共交通活性化及び再生の推進について

(1) 地域公共交通活性化・再生事業については、必要な予算を確保するとともに、税制上の特例措置や地方財政措置などの各種支援の拡充強化を図ること。

(2) 島嶼部住民の生活航路となっているフェリー等の運行については、島内人口の減少や高齢化に加え、高速道路の通行料金割引の影響により利用者が減少し、定期航路の維持存続が困難となっている。現行航路の維持確保を図るとともに、航路の実情に応じた支援策を講じること。

4. 空港整備の推進について

(1) 地方空港については、航空大手各社が不採算路線の廃止、減便に動く中、今後の地方路線の維持確保が急務となっている状況に鑑み、地域にとって必要な生活路線は引き続き存続すること。

- (2) 一般空港における、滑走路の延長等を推進するとともに、既存施設の機能保持を図ること。
- (3) 空港施設の安全確保及び周辺環境の保全に万全の対策を講じること。
- (4) 空港へ連絡する鉄道、道路の整備など空港への交通アクセス強化を図ること。
- (5) 離島の航空輸送の維持確保を図るため、離島路線の拡充強化、航空機の購入費・運航費等に対する財政措置の充実を図るとともに、「離島空路整備法」(仮称)を制定すること。

5. 港湾整備等の推進について

- (1) 港湾整備を重点的な課題として取り上げ、必要な予算を確保するとともに、地域経済の活性化や大規模災害に備えた防災拠点としての機能強化に資する港湾の基盤整備を充実すること。
- (2) 港湾整備に当たっては、コンテナ設備等の充実、港湾関係手続きの効率化、臨港交通施設の充実など活動しやすい環境づくりを積極的に推進すること。
- (3) 循環型社会の実現のため広域的なりサイクル施設の立地に対応したリサイクルポートなど港湾を核とした静脈物流システムの構築や廃棄物海面処分場の整備を促進すること。

6. 公共交通の総合的な安全対策について

陸・海・空の公共交通における輸送の安全を確保し、事故を未然に防止するため、自動車、鉄道、海運、航空の各分野においては、「第8次交通安全基本計画」に基づく安全管理の体制を構築するとともに、運輸安全マネジメント評価など公共交通の総合的な安全対策を一層推進すること。

2. 都市基盤整備の推進

地域住民に快適で豊かな生活環境を提供する都市基盤の整備は、安全性や利便性の観点から、計画的かつ着実な推進が必要である。

よって、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 下水道整備の推進について

- (1) 良好な住環境の整備に資する下水道の普及促進を図るため、普及が立ち遅れている地域の下水道整備を推進すること。
- (2) 既存の下水道施設の更新・維持補修の費用については、国庫補助対象とすること。
また、管きよなど構造面での耐震化を図るとともに、下水道施設等を活用した浸水・積雪対策を推進すること。
- (3) 新規の下水道施設の整備については、国庫補助率の更なる嵩上げを行い、下水道事業債への依存割合を軽減すること。
- (4) 過去の下水道施設整備に充当した下水道事業債の償還については、自治体財政圧迫の主因となっていることから、更なる高金利の地方債の公債費軽減措置を講じること。

2. 都市公園等の整備推進について

良好な都市環境を提供するため、都市公園の整備、緑地の保全、緑化の推進による都市における緑とオープンスペースの確保など更なる整備支援を推進すること。

3. 中心市街地活性化の推進について

「中心市街地の活性化に関する法律」に基づく中心市街地活性化への取組について、更なる制度要件の緩和、財政措置など各種支援の充実強化を図ること。

4. 情報通信施策について

地上デジタル放送への完全移行(平成23年7月)に伴い、自治体に新たな財政的・事務的な負担を課さないこととし、自治体の協力を得る場合には、早期の情報提供等を行うとともに、「新たな難視聴地域」を発生させないよう、国の責任において適切に対応すること。

3. 自然災害対策の推進

近年、我が国においては、地震・台風や局地的豪雨など自然災害が多発している。特に、人口が集中する都市部においては、災害時に大災害となる危険性も高まる傾向にあり、自然災害対策の更なる充実・強化が喫緊の課題である。

よって、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 地震・津波対策について

- (1) 地震防災対策の各法律に基づく地震・津波対策について、各種施策の早期具現化を図るとともに、財政措置など支援制度の拡充強化を図ること。
- (2) 災害発生時においては、迅速な情報収集・提供を図る防災無線のデジタル化など各種情報通信手段の整備に係る財政支援を拡充するとともに、避難所等となる公共施設や緊急輸送の役割を担う道路、空港、港湾等の耐震化をより一層推進すること。
- (3) 災害時等に備えた個人情報については、災害情報の把握や伝達、避難のため、高齢者を含めた災害弱者など要援護者に考慮した情報の共有化等、一層の広報・啓発活動を行うこと。

- (4) 住宅・建築物等の耐震診断及び耐震改修に係る財政支援制度の更なる拡充を図るとともに、倒壊のおそれがある建物の取り壊しに対する支援措置等きめ細かい防災対策を実施すること。

2. 治水対策について

- (1) 局地的豪雨の頻発や台風被害を踏まえ、災害に対する安全度を確実かつ早期に向上させるため、ハード・ソフトの連携による効率的かつ重点的な水害・土砂災害対策を図るとともに、必要な予算を確保すること。

また、土砂災害警戒区域等においては、警戒避難体制の早急な対策を講じること。

- (2) 「豪雨災害対策緊急アクションプラン」に基づく各種施策の早期具現化を図ること。
- (3) 洪水、氾濫による大都市の壊滅的被害を防止するため、高規格堤防（スーパー堤防）や堤防拡張等による堤防強化対策を推進すること。
- (4) 砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業の着実な推進を図るため、必要な予算を確保すること。

3. 災害復興支援について

- (1) 被災者生活再建支援制度の対象となる自然災害における都道府県・市町村の区域、住宅全壊被害などの条件を緩和

し、山間部の民家が点在する過疎地域においても、被災者が制度の支援を受けられるよう、制度対象区域の拡充を図ること。

- (2) 被災者生活再建支援制度における被災者世帯に、「一部損壊」を新たに加えるとともに、住家被害認定基準においては、被害の実態に即した運用を図ること。
- (3) 災害救助法に基づく「住宅応急修理制度」については、早期に同法から分離し、独自の制度として確立すること。
- (4) 被災住宅の再建を支援する住宅再建共済制度を創設すること。
- (5) 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金について、要件の緩和を図ること。
- (6) 大規模自然災害発生時の自治体を支援する緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）については、初動対応における被災状況の迅速な情報収集や被害拡大防止のための緊急対応体制・装備・システムの整備の充実強化を図ること。

4. 観光立国の推進

観光は、地域経済の活性化、地域の交流人口や雇用の拡大、国際相互理解の促進など幅広い意義を持つことから、観光立国の実現に向けた振興施策を推進する必要がある。

よって、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. アクションプランの着実な推進について

「観光立国推進基本計画」の目標を達成し、観光立国を着実に実現するため、具体的な施策とスケジュールを示した「観光庁アクションプラン」を着実に推進すること。

2. 観光圏整備事業補助制度の拡充について

地域が連携して行う取組に対して総合的に支援される観光圏整備事業補助制度の更なる拡充を図ること。

3. 一地域一観光の推進について

名所・旧跡に限ることなく、地域が持つ魅力を向上させ、観光に活用する「一地域一観光」を推進すること。